

武蔵小杉合同法律事務所



弁護士：矢崎暁子 弁護士：伊藤真 弁護士：神原元 ジャーナリスト：布施祐仁

2018年11月19日 LOFT9 Shibuya で行われた発刊記念イベント

NEWS VOL.12 2019.1



年始に寄せて

日本の憲法は、恒久平和主義と軍事力の放棄を定めています。これは、先の大戦で国民が多くの尊い命を犠牲にし、アジアで約2000万人の犠牲者を生み、とりわけ原爆の被害や沖縄の悲劇を味わった苦い経験を元としています。憲法9条の平和主義は二度と戦争はしないという私たちの誓いを世界に示した大切なものであると認識しています。

ところが、今の政権は、憲法9条を改定し、自衛隊を憲法上正式に位置づけると主張しています。早ければそのための憲法改正国民投票が年明けにも行われるかもしれません。

政府は、自衛隊を憲法に規定する根拠として自衛隊違憲説を排除して自衛官に誇りを持たせる必要がある等と主張し、仮に憲法で自衛隊を正式に認めたとしても今と何ら変わることがないと言っています。

果たしてそうでしょうか？

自衛隊が憲法に規定されれば、なにより「国防」が憲法上の要請として、憲法的価値を持ち、政治目標ともなります。「国防」のために様々な人権制約が行われても憲法の価値実現として認められやすくなるでしょう。「国防」のために政府の情報が開示されないとか、政府批判が制限されやすくなるという事態は当然予想されます。

1999年「国旗国歌法」が制定され「日の丸君が代」が正式な国旗国歌になりました。その際の政府の説明は「何も変わらない」だったのです。実際はどうだったでしょうか？卒業式で国歌を斉唱しない高校教員が大量処分されたではありませんか。

軍事力で私たちの安全を守ることは決してできません。核ミサイルが一発でも命中すれば、それだけでなく国際テロ組織が原発を攻撃すれば、放射能が国土を覆い、日本と日本人は簡単に世界から消滅します。唯一現実的な安全保障は、敵を作らない平和中立外交を作り、アジアと世界に沢山の友人を作り、日本を攻撃する動機を与えないことです。それはとりも直さず、憲法9条の理想に少しでも近づこうとする努力を続けることなのです。

以上の思いを込めて、昨年11月、尊敬する伊藤真先生、布施祐仁さんと一緒に、新著「9条の挑戦」を出版しました。

是非、一度、手にとって頂ければ幸いです。

新年のご挨拶に替え、重ねて、憲法9条を守る決意を表明致します。

弁護士 神原 元



保険金不払事件 3000 万円で和解

事案

2014年3月、Aさんは、自動車ごと高さ17メートルの崖から、転落しました。Aさんの遺体は、翌日、自動車の発見現場から、約1キロ先の下流で発見されました。

Aさんは、自動車搭乗者保険契約を締結しており、本来であれば、合計約4895万円の保険金等を受け取ることができるはずでしたが、保険会社は、Aさんが自殺したとして、支払いを拒みました。

一審判決

私たちは、Aさんの遺族を原告として、2014年10月に保険会社を提訴しました（事件番号：東京地方裁判所 平成26年（ワ）第28160号）。

目撃者がいない中、どのような状態で、Aさんが事故に遭遇したかがわからないため、原告側は、自動車事故を分析する鑑定人の鑑定書を提出し、他方、保険会社側の鑑定人も、自動車衝突時のエネルギーに関するソフトを利用した鑑定書を提出しました。

私たちは、被告側の鑑定書の内容が正しいかを判断するために、そのソフトを開発した専門家を探しました。

そこで驚くべきことが明らかになりました。保険会社側の鑑定人は、その専門家の教え子だったのですが、本人が発表したとされる論文は、研究発表したことがない鑑定人のために、専門家が、すべて彼に資料を提供したもので、本人の実力によって研究発表したものではなかったのです。また、保険会社側の鑑定人の経歴には、全国警察官交通鑑定専科において講師を務めたなど記載されていました。しかし、実は、私たちが探し出した専門家が講師として講義を行った際、その鑑定人は、参加者のパソコン操作のアシスタントとして参加したにすぎなかったのです。

そして、被告側の鑑定書の内容も、自動車工学的に矛盾したものであり、鑑定書として不十分なものであることが判明しました。そこで、私たちは、当該専門家に新たな鑑定書を作成してもらい提出しました。

一審判決が出るまでに3年かかり、その間、結審直前に合議体になり、さらには裁判長の交代があったこと、原告側が鑑定人を変更したことにより、原告側の主張が変遷したことも相まって、残念ながら、第一審判決は敗訴しました（物損のみ認められる）。



自動車転落後、Aさんが川を渡ろうとして流されたと思われる川(水深60cm)

高等裁判所での和解

本件における問題は大きく2つありました。

①自動車の転落が「偶然性」によるものか（自殺等ではないこと）②仮に偶然性が認められたとしても、自動車が転落した後、Aさんが川に流されて死亡したこととの因果関係があるかという点です。

一審判決は敗訴しましたが、実際には原告側の新たな鑑定書により、①はほぼ立証できていました。ですから、控訴審での最も重大な争点は、②Aさんが川に流されるまで、90メートルから200メートル歩いた可能性があることにより、因果関係がみとめられないのではないかという点でした。



自動車が転落した箇所から200メートル先の堰堤

この点、平成19年5月29日最高裁判例は、搭乗者保険の支払い事由として、対象者が死亡当時乗用車に搭乗している必要はなく、事故と死亡との相当因果関係があれば足り

ると判断しました。

保険会社は、自動車転落後、Aさんが自力で自動車から脱出し、200メートル先の堰堤まで歩き、約10メートルの高さの堰堤から飛び降りたのだから、相当因果関係はないと主張していました。

これに対して、原告側は、Aさんが河原から県道に上がるためには、約90メートル先の川を渡らなければならないこと、当日は雨が降っており、川の流れ勢いが強く、膝下の水深であっても成人男性が流されること、特に、Aさんは自動車の転落で重傷を負っており通常の歩行ができなかったことなどを主張し、最高裁の判例によっても相当因果関係が認められると主張しました。

遺族や私たちは、現場に赴き、川の深さや川筋、雨量などのデータを集め分析し、論文やグラフや写真や動画などの資料を作成して裁判所に提出しました。さらに、Aさんの遺体を解剖した鑑定書については、3人の医師に相談し、医学的文献をそろえ、医師の意見書とともに、提出しました。

当初、頑として、遺族らの主張を受け入れなかった保険会社は、控訴審では、徐々に態度を軟化させ、2018年11月、最終的に3000万円という勝訴的な和解をすることができました。

本件は、Aさんは自殺ではないという遺族が強い信念の下、あきらめずに、現地に何度も足を運び、熱心に証拠収集をしたこと、そして、この自動車事故で保険金が支払われないのは不正義だと感じた、自動車事故の専門家、医師らによる強力なバックアップがあったことなど、弁護士のみならず関係者一同の努力により、事件の解決につながりました。

遺族が、この裁判の結果をAさんの墓前に報告することができると喜んでいたことが、私たちにとって何よりの喜びでした。

弁護士 ^{そん} 宋 ^{へん} 恵燕



神奈川過労死対策弁護士、事務局長日記

2016年の第2の電通過労自死事件を経て、社会の中で「働き方改革」が議論されていますが、過重な労働実態は枚挙に暇がなく、過労により体調を崩す人や命を落とす人は後を絶ちません。労働者を取り巻く環境は、未だに過酷極まりないものです。

弁護士になった最初の年、この事務所の先輩であった阪田弁護士の呼びかけにより、神奈川において過労死問題に取り組む主体であった「神奈川過労死弁護士団」が若手弁護士中心で組織し直し「神奈川過労死対策弁護士団」として再スタートいたしました。企業及び労働者を多く抱える神奈川県において、過労死問題の相談ができるような仕組みを作り、神奈川での過労死事件、ひいては労働環境の改善を訴えていく、重要な取り組みの第一歩となりました。

呼びかけ人であった阪田弁護士の逝去を受け、私自身も神奈川過労死対策弁護士団としての活動を続け、昨年には事務局長に就任しました。個別の過労死事件で労災認定を得るなど過重労働の事件対応も続けておりますが、神奈川過労死等を考える家族の会や地域の支援団体等とも協力をして、過労死防止に向けた取り組みにも尽力しています。

毎年11月に行われる厚生労働省主催の過労死防止等対策推進シンポジウムでは、その企画立案から記者会見等の広報に加え、当日の司会も担当いたしました。同じく厚生労働省の取組み「労働問題・労働条件に関する啓発授業」では、中学・高校・大学など学生向けの啓発授業の講師として、多くの学校へ弁護士を派遣しています。



東海大学で行われた啓発授業

この弁護士団の活動を通じて、全国の弁護士や過労死を考える家族の会の方々、労働組合の方のみならず、厚生労働省の担当者や業者の方、企業団体関係者とも接点を持つようになり、活動の幅の広がりを感じています。過重労働の問題はまだまだなくなることはありませんが、多くの方の協力を得ながら、神奈川において過労死防止の地域センターの設立、そして過労死という悲劇の根絶を目指して、今後も取組みを続けていきます。

弁護士 永田 亮



ファスティングに挑戦しました！

野菜、海藻、豆腐などが中心の準備食2日間、水と酵素だけの3日間、そして具なしのお味噌汁から始めて徐々に普通の食事に近づける回復食3日間、あわせて8日間のコースでした。

ファスティング期間中、おなかはずーっと鳴り続けましたが、ちょっとぼんやりしたり（これはいつものことかな）、足が重くなったりした以外は、体調を崩すこともなく、無事終了しました。

結果、デトックス効果でしょうか、心身ともにすっきりした感じと、食べ物を選ぶ意識を持つようになったこと、それが最大の収穫でした。

これをきっかけに、今年は食生活を見直す一年にしようと思っています。

(事務局：丸岡)



10月後半に登山に行ってきました。初心者なので、緩やかな山に挑戦することになりました。現地に着き、車から降りた途端、標高が高いため、第一の感想は「寒い…」の一言でした。標高100メートル高くなるにつれ気温が0.6度低くなるそうです。とはいえ、歩いていく内に身体が温くなり、少し暑いくらいになっていきました。紅葉の時期には少し早かった様でしたが、ところどころに葉っぱが色づいて木々がきれいでした。

休憩を少し挟んだり、昼食を取ったり順調でしたが、途中、本格的に雨が降ってきて、残念ながら頂上までたどりつけませんでした。ですが、日頃味わえない体験ができ、有意義な一日になりました。身体を動かすのはいいものですね。

(事務局：松本)

書籍のご案内



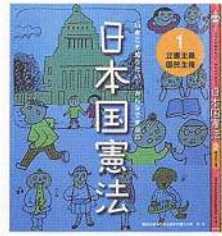
「9条の挑戦 非軍事中立戦略のリアリズム」
伊藤真、神原元、布施祐仁著
(大月書店)



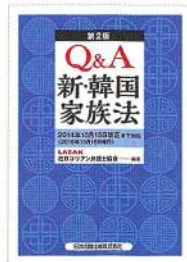
「ヘイト・スピーチに抗する人びと」
神原元著 (新日本出版社)



「Q&A ヘイトスピーチ解消法」
監修：節岡康子 編著：外国人
人権法連絡会 (現代人文社)



「いまこそ知りたい！
みんなでまなぶ日本国憲法」
明日の自由を守る若手弁護士の会
編著 (ポプラ社)



「Q&A 新・韓国家族法」
在日コリアン弁護士協会編著
(日本除出版)



※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、網島街道を北に向かって進行方向右側の歩道を進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所（動物救命救急センターの前）の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサピックス（学習塾）の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



※ 本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月に武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

http://www.mklo.org/